



国土建第 213 号
平成 25 年 11 月 22 日

山口県土木建築部長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の
直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(改正)

建設工事の適正な施工の確保のため、主任技術者及び監理技術者については、それぞれが属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有することが必要とされているところである。このうち監理技術者については、監理技術者資格者証によって雇用関係の確認を行い、これに疑義がある場合には、健康保険被保険者証等により確認を行ってきたところである。

また、一定の企業集団については、「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(国総建第335号 平成15年1月22日)」により、親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い及びその確認方法等について定め、運用を行ってきたところである。

今般、当該通知について、下記のとおり改めたので通知する。

記

1. 直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱う場合

次に掲げる要件のいずれにも適合する会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号に規定する親会社(以下「親会社」という。)及び会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第2条第3項第19号に規定する連結子会社(以下「連結子会社」という。)からなる企業集団に属する建設業者の間(親会社とその連結子会社の間に限る。)の出向社員を出向先の会社が工事現場に主任技術者又は監理技術者として置く場合は、当該出向社員と当該出向先の会社との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うこととする。ただし、当該出向先の会社が当該出向社員を主任技術者又は監理技術者として置く建設工事について、当該企業集団を構成する親



会社若しくはその連結子会社又は当該親会社の非連結子会社(会社計算規則第2条第3項第20号に規定する非連結子会社をいう。以下同じ。)がその下請負人(当該建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合の各下請負人をいう。以下同じ。)となる場合は、この限りでない。

(1)一の親会社とその連結子会社からなる企業集団であること。

(2)親会社が次のいずれにも該当するものであること。

①建設業者であること。

②金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者(以下「有価証券報告書提出会社」という。)又は会社法第2条第11号に規定する会計監査人設置会社であること。

(3)連結子会社が建設業者であること。

(4)(3)の連結子会社がすべて(1)の企業集団に含まれる者であること。

(5)親会社又はその連結子会社(その連結子会社が2以上ある場合には、それらのすべて)のいずれか一方が経営事項審査を受けていない者であること。

なお、当該取扱いに係る直接的かつ恒常的な雇用関係の確認のため、工事現場等において事務量の増大が懸念されることから、その円滑な運用を図るために、当該取扱いを受けようとする者は、当分の間、(1)から(5)までの要件のいずれにも適合することについて国土交通省土地・建設産業局建設業課長による確認(以下「企業集団確認」という。)を受けなければならないものとする。

2. 直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の方法

1. の取扱いに当たり、工事現場等においては、次に掲げる書面等により、それぞれ次に掲げる事項について確認するものとする。

(1)健康保険被保険者証等により、出向社員の出向元の会社との間の雇用関係

(2)出向であることを証する書面により、出向社員の出向先の会社との間の雇用関係

(3)3. (5)の企業集団確認書により、出向先の会社と出向元の会社との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係にあること

(4)施工体制台帳等により、出向社員を主任技術者又は監理技術者として置く建設工事の下請負人に当該企業集団を構成する親会社若しくはその連結子会社又は当該親会社の非連結子会社が含まれていないこと

3. 企業集団確認の申請手続き

企業集団確認を受ける者は、次に掲げる方法により申請するものとする。

(1) 企業集団確認の申請は、別紙1の例による「企業集団確認申請書(以下「申請書」という。)」に次に掲げる書類を添付して、国土交通省土地・建設産業局建設業課に提出しなければならない。

①次に掲げるいずれかの書類

イ 親会社が有価証券報告書提出会社である場合においては、有価証券報告書の写し

ロ 親会社が有価証券報告書提出会社以外である場合においては、会社法第435条第2項に規定する事業報告及び同法第444条第1項に規定する連結計算書類等で会計監査人の監査を受けた書類等の写し

②親会社及びその連結子会社の建設業の許可の通知書の写し

(2) (1)の申請は、当該企業集団の親会社が行うものとする。

(3) (1)の申請書の記載内容は、申請者以外の当該企業集団に属するすべての会社が承認したものでなければならない。

(4) 企業集団確認の手続きは、国土交通省土地・建設産業局建設業課において行う。

(5) 国土交通省土地・建設産業局建設業課長は、当該申請者に対して、別紙2の例による企業集団確認書を交付する。なお、当該企業集団確認書の有効期間は交付の日から1年とする。

以 上

(別紙 1)
平成〇〇年〇〇月〇〇日

企業集団確認申請書

国土交通省土地・建設産業局
建設業課長 殿

所 在
商 号
代表者
印

下記の企業集団について、平成25年11月22日付け国土建第 213 号1. の要件に適合していることについての確認を申請します。

記

(1)企業集団を構成する会社

①親会社

商 号	所 在	許可番号	認 認 結 果
A 社		00-00000	受

②連結子会社

商 号	所 在	許可番号	認 認 結 果
B 社		00-00000	未受
C 社		00-00000	未受

(2)非連結子会社

商 号	所 在	許可番号	認 認 結 果
D 社		00-00000	受
E 社		00-00000	未受

以上の申請内容を承認します。
平成〇〇年〇〇月〇〇日

所 在
商 号
代表者
所 在
商 号
代表者
印
印

(別紙 2)
平成〇〇年〇〇月〇〇日

企業集団確認書

商 号
代表者

国土交通省土地・建設産業局
建設業課長

下記の企業集団について、平成25年11月22日付け国土建第 213 号1. の要件に適合することについて確認を受けたことを証明する。この確認書は、平成〇〇年〇〇月〇〇日まで有効とする。

記

(1)企業集団を構成する会社

①親会社

商 号	所 在	許可番号	確認状況
A 社		00-00000	受

②連結子会社

商 号	所 在	許可番号	確認状況
B 社		00-00000	未受
C 社		00-00000	未受

(2)非連結子会社

商 号	所 在	許可番号	確認状況
D 社		00-00000	受
E 社		00-00000	未受

以 上